

# 航空法及び立法趣旨について

## 1) 航空法の規定

### (航空障害灯)

#### 航空法第51条第1項

地表又は水面から六十メートル以上の高さの物件の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に航空障害灯を設置しなければならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

### (昼間障害標識)

#### 航空法第五十一条の二

昼間において航空機からの視認が困難であると認められる煙突、鉄塔その他の国土交通省令で定める物件で地表又は水面から六十メートル以上の高さのものの設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該物件に昼間障害標識を設置しなければならない。

### (昼間障害標識設置物件)

#### 航空法施行規則第百三十二条の二

法第五十一条の二第一項の規定により昼間障害標識を設置しなければならない物件は、次に掲げるもの(国土交通大臣が昼間障害標識を設置する必要がないと認めたもの及び高光度航空障害灯又は中光度白色航空障害灯を設置するものを除く。)とする。

## 2) 航空法の立法趣旨について

- ①「航空法第51条第1項並びに第51条の2第1項」において、地表又は水面から60m以上の高さの物件には、物件設置者に航空障害灯の設置義務が、その物件が昼間において視認が困難な物件であれば、併せて昼間障害標識の設置義務が課せられている。
- ②一方、60m以上の物件であっても、他の高層の障害物に囲まれている物件、航空機がほとんど飛行するおそれがない地区に設置されている物件等には、航空障害灯及び昼間障害標識（以下、「航空障害標識」という。）の設置の必要がないという立法趣旨に基づき、国土交通大臣の許可にかけて設置義務を解除する「但し書き」が規定されている。
- ③なお、設置義務解除の中には、航空障害標識の設置が技術的、構造的に困難であると認められる場合には、実効性の観点から代替方策を認めることも含まれている。